

神奈川県立高等学校の受検料（入学検定料）・入学料の減免制度について

◇減免制度について

神奈川県立高等学校では、受検料（入学検定料）、入学料について、全部又は一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- | | |
|--|--|
| 1 生活保護を受給されている方 | 全額免除 |
| 2 児童福祉施設等に入所されている方 | 全額免除 |
| 3 経済的な理由により学費の負担が困難な方（収入審査が必要）
例）保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が、 | |
| 非課税 | 全額免除 |
| 85,500円未満 | 半額免除 |
| 4 失職等による家計急変 | 全額免除
(世帯年収が約350万円まで減少した方が対象であり収入審査が必要です。) |
| 5 災害を受けた場合（審査が必要） | 全額免除 |

◇減免される額

区分	受検料（入学検定料）	入学料
全日制の課程	2,200円（全額免除）	5,650円（全額免除）
	1,100円（半額免除）※	2,825円（半額免除）※
定時制の課程	950円（全額免除）	2,100円（全額免除）
	475円（半額免除）※	1,050円（半額免除）※

※出願サイトで、受検料及び入学料を納付する際のシステム利用料は減免の対象外となります。

◇申請（手続）の流れ

別紙「減免申請（手続）の流れ」を御覧ください。

◇申請方法及び申請先

申請方法	申請先		受付時間
	受検料 (入学検定料)	入学料	
電子申請 ※1	e-kanagawa 電子申請システム 申請先は志願予定の県立高等学校		申請期間中は全日程24時間受付 (電子申請システムのメンテナンス時間は除く)
書面申請 ※3	志願予定の県立 高等学校事務室	入学する 県立高等学校事務室	月曜日から金曜日までの毎日 午前8時30分から午後5時00分まで（※2） (祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

※1 電子申請の受付期間は令和7年12月1日～令和8年1月22日までです。電子申請受付期間後については書面申請のみの受付となります。（期間後に二次募集や定通分割選抜のための免除申請を行う場合）

※2 学校により受付時間が異なる場合があります。

※3 原則、電子申請受付期間は電子申請での受付になりますが、書面申請を希望する場合、事前相談（裏面参照）で、その旨を申し出てください。

◇事前相談及び申請期限

【一括申請】受検料（入学検定料）と入学校の減免申請を一括で行う場合

下記表の①に記載してある事前相談の締切日までに県立高等学校事務室に相談をした上で、期限までに申請してください。

【個別申請】

下記表①②の事前相談の締切日までに県立高等学校事務室（受検料は志願先以外でも可能、入学校は入学する高等学校）に相談をして、期限までに申請してください。

区分	① 受検料（入学検定料）		② 入学校	
	事前相談の締切日	申請期限	事前相談の締切日	申請期限
共通選抜 (全日制・定時制)	1月9日(金)	募集期間の前日(※1)	3月3日(火)	入学手続 の前日まで
定通分割選抜 (夜間の定時制)	2月20日(金)	入学願書 提出時の前日(※1)	3月12日(木)	

※1 電子申請の受付期間は令和7年12月1日～令和8年1月22日までです。電子申請受付期間後については、書面申請のみの受付となります。（期間後に二次募集や定通分割選抜のための免除申請を行う場合）

※2 二次募集の場合の締切日等は、志願先の各高等学校にお問い合わせください。

◇申請に必要な書類（提出書類）

減免の区分	申請に必要な書類（提出書類）
1 生活保護受給世帯	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 生活保護受給証明書
2 児童福祉施設入所者又は里親に保護を受けている方	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 在施設証明書又は児童相談所長が発行する委託通知の写し
3 経済的な理由により学費の負担が困難な方 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税の方又は85,500円未満の方 保護者全員の書類が必要です	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 実情調書 ③ 令和7年度の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が記載された書類の写し 次のいずれかの写し 〔 ・市町村民税・県民税「特別徴収税額決定通知書」 ・市町村民税・県民税「税額決定・納税通知書」 ・市町村民税・県民税「課税（非課税）証明書」 〕
4 失職等による家計急変の方	① 授業料等免除（徴収猶予）申請書 ② 家計急変前の収入を証明する書類 ③ 家計急変後の収入を証明する書類 ④ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 ※提出書類の詳細は県立高等学校事務室にお問い合わせください。
5 災害を受けた方	① 実情調書 ② り災証明書等

※電子申請においては、①授業料等免除（徴収猶予）申請書以外の必要書類はPDFファイルや写真データとして、申請画面上にアップロードする必要があります。

※各様式は県のWebページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533736/index.html>

◇注意事項

受検料及び入学校を納付する前に、必ず申請してください。

問合せ先
県立高等学校事務室又は、
神奈川県教育委員会教育局行政部
財務課財務指導グループ（電話045-210-8113）

減免申請(手続)の流れ

受検料（入学検定料）等の減免を申請される方は、次の手続をお願いします。

